## 〇内閣府令第九十八号

道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十号イの規定に基づき、 道路交通法施行規則  $\mathcal{O}$ 

一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月十三日

内閣総理大臣 石破 茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行 規則 (昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前間 欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

改 正 前
(一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ)
第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは
、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつ
ては、総排気量については○・○五○リットル、定格出力につい
ては○・六○キロワットとし、その他のものにあつては、総排気
量については○・○二○リットル、定格出力については○・二五
キロワットとする。

附

則

この府令は、 令和七年四月一日から施行する。